

各位

会社名	株式会社バルコス
(コード番号)	7790 TOKYO PRO Market)
代表者名	代表取締役社長 山本 敬
問合せ先	執行役員管理部長 佐伯 英樹
T E L	0858-48-1440
U R L	https://www.barcos.jp/

募集株式の払込金額及びブックビルディングの仮条件決定のお知らせ

当社は、2024年12月27日開催の取締役会において決議しました公募による募集株式発行等に関し、2025年1月16日開催の取締役会において、未定でありました払込金額等につきまして、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 公募による募集株式発行の件

- (1) 募集株式の払込金額 1株につき金1,105円
(ただし、引受価額が募集株式の払込金額を下回る場合は、当該募集株式の発行を中止する。)
- (2) 募集株式の払込金額の総額 60,775,000円
- (3) 仮条件 1,300円から1,400円
- (4) 仮条件決定の理由等 仮条件は、当社の事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見及び需要見通し、現在の株式市場の状況、最近の新規上場株の株式市場における評価並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に検討して決定いたしました。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたわけではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧くださいの上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

2. 第三者割当による募集株式発行の件

- (1) 募集株式の払込金額 1株につき 金 1,105 円
- (2) 募集株式の払込金額の総額 17,680,000 円

【ご参考】

1. 公募による募集株式発行及び株式売出しの概要

(1) 募集株式の数及び売出株式数

- ① 募集株式の数 当社普通株式 55,000 株
- ② 売出株式数 当社普通株式 引受人の買取引受による売出し 55,000 株
オーバーアロットメントによる売出し 16,000 株
(※)

- (2) 需要の申告期間 2025年1月17日(金曜日)から
2025年1月23日(木曜日)まで

- (3) 価格決定日 2025年1月24日(金曜日)
(発行価格及び売出価格は、募集株式の払込金額以上の価格で、仮条件における需要状況等を勘案した上で決定する。)

- (4) 募集・売出期間 2025年1月27日(月曜日)から
2025年1月30日(木曜日)まで

- (5) 払込期日 2025年1月31日(金曜日)

(※) 上記のオーバーアロットメントによる売出しは、公募による募集株式発行並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、フィリップ証券株式会社が行う売出しであります。したがって上記のオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を示したものであり、需要状況により減少又は、全く行わない場合があります。オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、フィリップ証券株式会社が当社株主である山本敬(以下「貸株人」という。)より借入れる株式であります。また、フィリップ証券株式会社は、上場日(2025年2月3日)から2025年2月28日までの間、貸株人から借入れる株式の返還を目的として、名古屋証券取引所において、オーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限(上限株式数)とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。フィリップ証券株式会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式については、グリーンシェーアオプションを行使しない予定であります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、フィリップ証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたわけではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧くださいの上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

2. ロックアップについて

- (1) TOKYO PRO Market における当社普通株式の取引(気配表記を含む。)がブックビルディング方式による発行価格及び売価の決定に影響を及ぼすおそれを可及的に排除する観点から、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、当社役員かつ貸株人である山本敬、当社株主である株式会社グリーン、株式会社グロース・イニシアティブは、フィリップ証券株式会社(主幹事会社)に対し、本書提出日から当社普通株式に係る TOKYO PRO Market からの上場廃止予定日である 2025 年 2 月 2 日までの期間中は、本書提出日現在に自己の計算で保有する当社普通株式の売却等又はこれらに係る注文を行わない旨を約束しております。
- (2) 本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、当社役員かつ貸株人である山本敬及び当社株主である株式会社グリーンは、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む)後 180 日目の 2025 年 8 月 1 日までの期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却(ただし、引受人の買取引受による売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すことは除く。)等を行わない旨合意しております。

また、当社は主幹事会社に対し、ロックアップ期間中は主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行または当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行(ただし、本募集、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権の発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、2024 年 12 月 27 日開催の当社取締役会において決議された主幹事会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。)等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

以上

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたわけではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧くださいの上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。